

指定管理者候補者の決定について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター
- 2 指定管理者候補者の名称 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

上記法人は、原子爆弾被爆者の医療及び援護等の対策を講じて、その推進を図り、被爆者の健康と福祉の増進に寄与することを目的としており、これまで一貫して、被爆者健康診断、日常生活支援など被爆者援護事業の分野で十分な実績を有している。

また、上記施設で行う健康診断事業、地区健診、日常生活支援などに対応するため、医師、看護師、放射線技師等の高度な専門性を要する医療資格者を多く配置する必要があるが、同法人は、これらのスタッフを有しており、これまでも円滑に管理・運営を行っていることから、実績のある同法人を引き続き指定管理者として非公募により選定したものの。